

平成19年度 徳島県公立小・中学校 校長任用候補者選考審査要綱

徳島県公立小・中学校校長として任用する校長候補者を，次により選考する。

1 選考条件

徳島県公立小・中学校の副校長・教頭及び市町村・県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教頭で，次の条件を満たす者について選考審査を行う。

- (1) 管理能力，指導力，判断力，意欲等に優れた資質を有し，校長として適格であると認められること。
- (2) 教育職員免許法による小・中学校いずれかの教諭の専修免許状又は一種免許状（一級普通免許状）を有すること。
- (3) 平成19年3月31日現在において，国・公立学校で教頭歴3年以上の者であること。ただし，特別の事情がある場合は，県教育委員会教職員課（以下「教職員課」という。）と協議すること。
- (4) 平成19年3月31日現在において，年齢44歳以上であること。
- (5) 県下どこにでも赴任することができること。

2 手 続

- (1) 市町村立学校の副校長・教頭（市町村教育委員会事務局等職員を含む。）については，校長を通じて市町村教育委員会に申し出，本人が必要事項を記載の上，当該市町村教育委員会が調書を作成し，教職員課に提出する。
- (2) 県立中学校・国立学校教頭及び県教育委員会事務局等職員については，本人が必要事項を記載の上，当該所属長が調書を作成し，教職員課に提出する。

3 選考審査

第一次審査と第二次審査を行うものとする。第二次審査は，第一次審査に合格した者について行う。

審査区分	審査方法
第一次審査	書類審査・論文審査
第二次審査	面接審査

4 校長任用等

選考審査の結果を総合的に判定して校長候補者を決定し，その候補者の中から校長に任用するものとする。

なお，選考審査の結果は公表しない。

5 その他

選考審査実施についての細目は別に定める。

平成19年度 徳島県公立小・中学校 教頭任用候補者選考審査要綱

徳島県公立小・中学校教頭として任用する教頭候補者を，次により選考する。

1 選考条件

徳島県公立小・中学校教員及び市町村・県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教員で，次の条件を満たす者について選考審査を行う。

- (1) 管理能力，指導力，判断力，意欲等に優れた資質を有し，教頭として適格であると認められること。
- (2) 教育職員免許法による小・中学校いずれかの教諭の専修免許状又は一種免許状（一級普通免許状）を有すること。
- (3) 平成19年3月31日現在において，国・公立学校で教職経験年数が15年以上の者であり，次のいずれかに該当すること。ただし，特別の事情がある場合は，県教育委員会教職員課（以下「教職員課」という。）と協議すること。
ア へき地・平地計画交流者，広域交流者，同和教育主事，派遣社会教育主事等，3年以上の勤務の経験をもち，年齢38歳以上であること。
イ へき地学校（人事上のへき地学校を含む。以下同じ。）で10年以上の勤務の経験をもち，受審時にへき地学校で勤務し，年齢38歳以上であること。
ウ ア又はイ以外で，年齢41歳以上であること。
- (4) 県下どこにでも赴任することができること。

2 手 続

- (1) 市町村立学校教員（市町村教育委員会事務局等職員を含む。）については，校長を通じて市町村教育委員会に申し出，本人が必要事項を記載の上，当該市町村教育委員会が調書を作成し，教職員課に提出する。
- (2) 県立中学校・国立学校教員及び県教育委員会事務局等職員については，本人が必要事項を記載の上，当該所属長が調書を作成し，教職員課に提出する。

3 選考審査

第一次審査と第二次審査を行うものとする。第二次審査は，第一次審査に合格した者について行う。

審査区分	審査方法
第一次審査	書類審査・筆記審査・論文審査
第二次審査	面接審査

4 教頭任用等

選考審査の結果を総合的に判定して教頭候補者を決定し，その候補者の中から教頭に任用するものとする。

なお，選考審査の結果は公表しない。

5 その他

選考審査実施についての細目は別に定める。